

# 差別を許さない社会を

～ヘイトスピーチは差別です～

問い合わせ先 本庁舎人権推進課 ☎ 0857-20-3143 ☎ 0857-20-3052

今、国内では「ヘイトスピーチ」が社会問題となつていきました。この問題の解消に向けて、「ヘイトスピーチ解消法」（正式名称：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）が6月3日に施行されました。

## ヘイトスピーチとは

「ヘイトスピーチ」とはどのようなものなのでしょう？ みなさんもニュースなどで見たこと聞いたことあると思います。これは、特定の人種や民族、出身、性別、障がいなどに基づき、中傷・脅迫などの「差別的憎悪表現」を行うことを言います。これには街宣行為やデモに限らず、インターネット上での書き込みなども含まれます。

## 「ヘイトスピーチ解消法」成立まで

法務省の調査によると、平成24年4月から平成27年9月までに、在日韓国人・朝鮮人を対象としたヘイトスピーチ関連の街宣行為が全国で1152件あったとのことです。特に東京や大阪では、平成25年以降、このような活動が激化してきました。

そのような中で、平成26年8月に国連人種差別撤廃委員会が日本政府に対し、ヘイトスピーチの法規制を勧告しました。このことをきっかけとして法制化の動きは進み、ついに今年に入り、「ヘイトスピーチ解消法」が成立することとなりました。

この法律により規制が明記されているのは「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」、すなわち、適法に日本国内に居住する日本国外出身者またはその子孫に対するものとなっております。加えて、被差別部落出身者、障がい者、高齢者、性的少数者やアイヌ民族など、あらゆる人を対象とした差別的言動についても、許されるものではないことが附帯決議により述べられています。

## 身の回りは・・・

鳥取に住む私たちの身の回

りでは、どのようなことが起こっているのでしょうか。

ヘイトスピーチ街宣は人口の多い都市部で行われることが多いため、鳥取では直接目撃することはほとんどありません。しかし、その場になくても、インターネット世界にはヘイトスピーチが多く存在している現状があり、本人の意思とは無関係に遭遇してしまう現実があります。そして、それらを見聞きすることによって、計り知れない恐怖や怒りを感じることもあります。また、子どもがインターネットから得た情報のみからヘイトスピーチの主張に賛同してしまうこともあります。

## ヘイトスピーチは差別です！

ヘイトスピーチの被害に遭った人は、その後も強い恐怖や不安に苛まれることとなり、中には、「夜も眠れなく



なる」、「ときどき思い出して涙があふれてくる」など、日常生活に支障をきたしている人もいます。

ヘイトスピーチは地域で暮らす大切な隣人を傷つける絶対に許されない差別行為です。本邦外出身者に対する差別的言動に限らず、障がい者や高齢者、性別、出身地、経済状況などに基づく、いかなるヘイトスピーチも許されるものではありません。私たちがみんなで、あらゆる人の人権が尊重される、差別を許さない社会へ向けて取り組んでいきましょう。

# インフルエンザ予防接種のお知らせ

問 中央保健センター 予防係 ☎ 0857-20-3191 ☎ 0857-20-3199

## 対象者

- ① 65歳以上の人
- ② 60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がい有する者として厚生労働省令で定める人（各障がいについて身体障害者手帳1級及び障がいの程度が1級と同程度と証明できる人）
- ③ 満6カ月以上65歳未満の重症心身障がい児または重度の心身障がい者（障がい支援区分6の人）
- ④ 満6カ月以上の就学前乳幼児

## 接種費用

- ◇対象者①～③  
市民税を課税されている人と同一世帯員（対象者本人が市民税を課税されている場合を含む） 1300円  
世帯員全員が市民税を課税されていない人 300円  
生活保護世帯の人・中国残留邦人の人 無料
- ◇対象者④  
医療機関が任意に設定される接種料金から本市が助成する額（※）を差し引いた額

※助成額は接種料金によって異なります。接種料金が2300円以上の場合助成額は2300円です。接種料金が2300円未満の場合は接種料金と同額を助成します。市民税を課税されている人と同一世帯員、世帯員全員が市民税を課税されていない人、生活保護世帯と

も助成額の上限（2300円）は同額です。満13歳未満の③の対象者を除き、2回接種が必要な人の2回目の費用は全額自己負担となります。

接種期間 10月1日（土）～12月31日（土）

※ただし、12月中に65歳に到達される人（昭和26年12月生まれの人）、60歳に到達される②の対象者（昭和31年12月生まれの人）、満6か月に到達される③④の対象者（平成28年6月生まれの人）は、翌年2月28日（火）まで（年末年始の休診状況については各医療機関にお問い合わせください。）

医療機関 鳥取県東部地区医療機関 ※要予約

## 医療機関に持参するもの

- インフルエンザ接種券（①②③）
- インフルエンザ助成券（④）
- ▶対象者①③④の人および②のうち心臓・腎臓・呼吸器障がい1級を有する人  
→9月下旬に接種券・助成券を郵送
- ▶対象者②のうち心臓・腎臓・呼吸器障がい1級と同程度の障がい有する人  
→上記にお問い合わせください。

## その他

65歳未満の人（対象者②③④を除く）への市の助成はありません。



# 農業委員会からのお知らせ

問 第二庁舎農業委員会事務局 ☎ 0857-20-3392・3393 ☎ 0857-20-3043

## <農業委員会に関する法律の改正>

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）が改正されました。これに伴い、農業委員会の主たる業務である農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進が重点業務となりました。今回の主な改正点は以下のとおりです。

なお、現鳥取市農業委員会委員の任期は、平成29年7月19日までです。

## 【主な改正点】

- 農業委員会の役割が「農地利用の最適化の推進」として強化されます。  
従来の農地法に基づく権利移動等に関する許可業務に加え、農業委員会の重点業務として、農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進が、任意業務から必須業務に位置づけられました。
- 農業委員の選出方法などが変わります。  
◆公選制から任命制に変更されます。  
農業委員の選出方法は、公職選挙法に基づくも

のから市長が議会の同意を得て任命する方式に変わります。市長は任命する際、あらかじめ地域の農業者や農業団体などから候補者の推薦を求めるとともに、広く一般からも公募を行います。

- ◆認定農業者が過半数になります。  
原則として、農業委員の過半数は認定農業者であることが求められています。また、農業委員会の所掌事務に関して利害関係のない者を1人以上含めることが求められています。
- ◆女性や青年の登用促進が求められています。  
農業委員の年齢、性別などに著しく偏りが生じないように配慮することが求められています。
- 新たに農地利用最適化推進委員が設置されます。  
農業委員会は、農地利用の最適化の推進に取り込む体制を強化するため、農地利用最適化推進委員を委嘱することになります。農業委員会は、区域ごとに農業者などから推進委員の候補者の推薦を求めるとともに、広く一般からも公募を行います。  
※農業委員および農地利用最適化推進委員の定数や報酬額、推薦・公募などの具体的な内容は、とっとり市報平成29年1月号でお知らせします。

## <農家相談>

相談希望者は、事前に農業委員会事務局、JA鳥取いなば各支店（鳥取地域）、各総合支所産業建設課にお申し込みください。  
とき 11月4日（金）～28日（月）13:30～16:00 内容 農地の売買、貸借、転用、農業者年金など

とき	ところ	とき	ところ	とき	ところ
4日（金）	JA鳥取いなば邑美支店	14日（月）	JA鳥取いなば鳥取支店	22日（火）	佐治町総合支所
7日（月）	JA鳥取いなばせんだい支店	15日（火）	国府町総合支所	24日（木）	気高町総合支所
8日（火）	JA鳥取いなば高草支店	17日（木）	福部町総合支所	25日（金）	鹿野町総合支所
10日（木）	JA鳥取いなば湖南支店	18日（金）	河原町中央公民館	28日（月）	青谷町総合支所
11日（金）	JA鳥取いなば湖東支店	21日（月）	用瀬町総合支所		